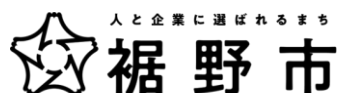


裾野市中小企業等振興施策



令和6年3月

裾野市中小企業等振興推進会議

【 目 次 】

◎ 1 裾野市中小企業等振興施策について	1
1-1 裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定	1
1-2 中小企業等振興推進会議	2
1-3 裾野市中小企業等振興施策の作成	2
◎ 2 裾野市中小企業等振興施策一覧	3
(1) 安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化を支援すること	3
(2) 経済的社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援すること	6
(3) 円滑な中小企業等の創業を支援すること	10
(4) 中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう支援すること	13
(5) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う 中小企業等の取組を支援すること	17
(6) 中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援すること	19
(7) 中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス 等に関する情報の提供を行うこと	22
(8) 中小企業等の振興に必要となる情報の提供や共有することを目的とする産学官 金連携(中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに 金融機関が相互に連携することをいう。)によるネットワークを構築するため、 必要な施策を講ずること	23
(9) 後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援する こと	25
(10) 中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる よう努めること	28
(11) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意 の上、中小企業等の受注機会の増大に努めると共に必要な行政上の措置を講ず るよう努めること	28
◎ 3 裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例	29
◎ 4 支援機関の連絡先	32

1 裾野市中小企業等振興施策について

1-1 裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定

裾野市は、中小企業及び小規模企業の振興を重要な施策の一つとして位置づけ、中小企業及び小規模企業の振興及び持続的な発展を図るため、令和元年12月に、「裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

この条例は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務や中小企業等の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興を図り、もって地域経済・地域産業の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。

具体的には、目的達成のために、基本理念にはじまり、市の責務、中小企業等の責務、中小企業等支援機関の役割、大企業の役割、教育機関等の役割、金融機関の役割、市民の役割を定め、さらに市は、中小企業等の振興を図るための11項目の基本的施策を定め、関係機関が中小企業等の振興に取り組んでいくとしています。

11の基本的施策

- (1) 安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化のため、必要な施策を講ずること。
- (2) 経済的社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (3) 円滑な中小企業等の創業を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (4) 中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずること。
- (5) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う中小企業等の取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (6) 今後、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少していくおそれがあることを踏まえ、中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (7) 中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うため、必要な施策を講ずること。
- (8) 中小企業等の振興に必要な情報の提供や共有することを目的とする産学官金連携(中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに金融機関が相互に連携することをいう。)によるネットワークを構築するため、必要な施策を講ずること。
- (9) 後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (10) 中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- (11) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意の上、中小企業等の受注機会の増大に努めるとともに、必要な行政上の措置を講ずるよう努めること。

1-2 中小企業等振興推進会議

また条例では、中小企業の、より一層の振興の推進を図るため、地域の経済状況や中小企業等を取り巻く環境についての情報交換を行うとともに、各支援機関で実施している支援内容を共有し、その内容や今後の方針について協議、検討する場として、中小企業等の代表者、中小企業等の支援機関の代表者、大企業の代表者、金融機関の代表者、教育機関等の代表者で構成する「中小企業等振興推進会議」を設置しています。

1-3 裾野市中小企業等振興施策の作成

令和元年の条例制定後、中小企業等振興推進会議では、経済的社会的環境の変化の中、中小企業等を取り巻く課題、それに対する各支援機関の役割や支援策などの情報共有、また今後の方針について、これまで協議、検討を重ねてきました。

そのような背景の中、この度、中小企業等の振興を図るための基本的施策の11の項目について、それぞれ各支援機関が実施している支援内容を照合・分類し、「裾野市中小企業等振興施策」として冊子にまとめました。

「裾野市中小企業等振興施策」にある各支援機関が実施している事業が、中小企業等の事業者や市民等に広く共有され、施策を活用することで、中小企業等のさらなる発展の一助となることを願います。

2 裾野市中小企業等振興施策一覧

(1) 安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化を支援すること

相談事業や専門家派遣事業等を通じて、経営診断や経営計画の作成、また各種補助金の申請サポートを行い、安定的な事業活動及び経営基盤の強化を支援します。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	小規模事業指導費補助金(商工会)	小規模事業者の経営又は技術の改善発達のために商工会が行う経営指導員による経営改善普及事業に対して、静岡県とともに補助金を交付する。小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的としている。	産業観光スポーツ課
2	商店街美化灯設置事業費補助金	市内商店街における美化と振興を図るため、商店街等が実施する美化灯の新設・修理工事費および電気料に対し、予算の範囲内において補助を行う。 【補助率】 新設・修理工事費…50/100 以内 電気料…45/100 以内	産業観光スポーツ課
3	企業立地促進事業費補助金	市内に工場、研究所、物流施設等を新設又は増設する場合に、設備投資に対して補助する制度。 【対象業種】 製造業等に係る工場、研究所及び物流施設 【補助額】 ①用地取得・新規雇用：用地取得費×20～40% (最大4億円) ②建物建設・機械設備：建物・機械補助対象額×3.5～5.0% (最大1億円) ※上記以外の詳細については、所管機関にお問い合わせください。 https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/3/syougai/1970.html	渉外課

4	<p>専門家派遣事業 (静岡県商工会連 合会)</p> <p>小規模企業ビジネ スパワーアップ支 援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会連合会広域サポートセンター専門家と商 工会経営指導員による相談事業 ・多様化する小規模企業の支援ニーズに対し、中 小企業診断士等の専門家と商工会経営指導員が 一体となってきめ細かな支援を行う事業 ・派遣対象事業(経営改善支援、経営革新支援、 創業支援、事業承継、特産品開発、農商工連携、 6次産業化支援等) 	裾野市商工会
5	BCP緊急普及促 進事業	市内の協同組合等を構成する中小企業に対し、 専門家を派遣しBCP(事業継続計画)の策定を進 めるための取り組みを支援する。	静岡県中小企業 団体中央会
6	経営コンサルティング の提供	当行の独自の支援の他、静岡経営コンサルティ ング(株)連携による経営課題の解決、支援を行っ ている。(経営診断、経営計画の作成、マーケティ ングコンサルタント)	静岡銀行
7	財務管理支援	・しずぎん財務診断サービス	静岡銀行
8	経営課題への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者問題、人材不足問題、環境問題、IT問題 等の経営課題に対して、グループや外部機関と連 携し、サービスを提案・提供して ・認定支援機関として、事業再構築を計画する事 業者に対し、伴走し、補助金支援や資金提供等 を実施している。 ・外国人を雇用しているお客さまへ対して、本人の 安心及び雇用定着を図るため生活支援サービス を提供している。 	スルガ銀行
9	経営基盤への支援	SBIグループとのアライアンスにより同グループ が有する高度なノウハウと幅広い金融サービスを 地域に提供。	清水銀行
10	各種補助金等の申 請サポート	多種多様なニーズに対応するため、当行本部専 担者主導による申請手続きを協力をサポート。	清水銀行

11	よろず支援拠点	(独)中小企業基盤整備機構により各県に設置されているよろず支援拠点の相談会(無料)を自金庫拠点にて月2回程度実施。販売促進PR、ブランディング、IT活用はじめとする幅広い相談対応を行っている。	三島信用金庫
12	各種計画策定支援	税制面が優遇される先端設備導入計画、経営力向上計画などの策定支援を行う。	三島信用金庫

(2)**経済的社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援すること**

新製品・新技術の開発や新たなサービスを提供し経営改善を図ることは、地域経済の好循環を生み出します。新たな事業の創出に挑戦する事業者の経営革新計画の作成支援や経営革新事業を実施する事業者に補助金を交付します。またデジタル化への取り組みや、SDGs・カーボンニュートラルに取り組む事業者に支援を行います。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	経営革新事業補助制度	<p>新たな事業の創出を促進し、もって地域産業の活力ある発展を図るため、新製品、新技術及び新サービスの開発、提供等に挑戦する中小企業者対し、補助金を交付するもの。</p> <p>【補助対象者】 市内に事業所を有する中小企業者で市税の滞納がない者</p> <p>【補助対象事業】 中小企業等経営強化法第 8 条の規定により、県から承認を受けた経営革新計画に従って行われる事業に要する経費のうち、市長が必要と認めたもの。</p> <p>【補助金の額】 補助対象経費の 2 分の 1 以内とし上限 100 万円</p>	産業観光スポーツ課
2	先端設備等導入計画の認定	<p>「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された中小企業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。</p> <p>この計画は、設備を設置する事業所がある市町村が、国から導入促進基本計画の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業所等が認定を受けることが可能である。</p> <p>認定を受けた場合、固定資産税の軽減等の優遇を受けることができる。</p> <p>【主な認定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画期間／3年間、4年間又は5年間 ●労働生産性／計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ●先端設備等の種類／労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備(機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア) 	産業観光スポーツ課

		<p>●計画内容／</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関(商工会等)において事前確認を行った計画であること <p>【支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●固定資産税の軽減措置／地方税法に基づき、課税標準を3年間1/2に軽減。さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間1/3に軽減 ●計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)／通常の保証枠とは別枠で、最大で無担保 8,000 万円・有担保 2 億円(合わせて2億8,000 万円)の追加保証が受けられる。 	
3	経営革新計画	<p>経営環境変化や顧客ニーズに対応した商品・サービスの開発等を契機にその事業化・収益化計画の認定を受ける制度。</p> <p>その計画の作成と申請支援を行う。対象商品やサービスを中心とした事業計画・経営戦略を構築することにより、企業の業績・収益性を向上させる計画の支援。</p> <p>又、計画確認計画の認定事業所のみが申請可能な裾野市経営革新補助金の申請支援も行う。</p>	裾野市商工会
4	地域中小企業支援センター事業	<p>県内中小企業の経営革新計画の策定を支援。経営者と面談し計画策定に向けた支援を実施する。</p>	静岡県中小企業団体中央会
5	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	<p>中小企業及び組合が取り組む試作品開発や設備投資を支援する。(地方事務局)</p>	静岡県中小企業団体中央会
6	静岡GXサポート	<p>地球温暖化は社会全体にとって深刻な問題であり、企業もその対策が求められている。</p> <p>温室効果ガス(GHG)削減の第一歩として、企業の温室効果ガス排出量を正確に把握することが必要である。</p> <p>当行では、企業の温室効果ガスの算定をサポートする専用ツールを提供し、持続可能な未来への取り組みをサポート。</p>	静岡銀行

7	しずぎん加盟店サービス	キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー・QRコード)の決済手段に対する、キャッシュレス端末を提供。 主要なキャッシュレスサービスに対応している。	静岡銀行
8	SDGs無料診断サービス	約50項目のヒアリングを実施し、SDGs達成に向けた取組み状況について簡易的に診断を行い、これに基づく宣言書作成をサポート。 静岡銀行ではSDGsに取り組む企業に対して、資金調達をサポート。	静岡銀行
9	サステナブルファイナンスの深化	・サステナブルな地域社会に求められている、中小企業の顕在化しているニーズへの解決策として必要な商品・サービスを提供。 ①しみず SDGs取組支援サービスによる SDGs 宣言支援と中小企業活動が見える化し今後の優先すべき企業活動のサポート。 ②サステナブルファイナンス商品各種を用意。自社に対する外部評価を取得することで、内部体制強化と企業価値向上に寄与。	清水銀行
10	デジタル化・DX支援	ITコーディネータ協会、提携ITベンダーと共に、デジタル活用に関する経営課題の明確化、ツール導入の支援などを行う。	三島信用金庫
11	補助金申請支援	社会環境変化に対応するための新事業展開や、革新的な商品開発など、事業者の課題解決に資する補助金申請の総合的なサポートを行う。	三島信用金庫
12	脱炭素化支援	提携機関と連携し、CO2 排出量の可視化、削減余地診断、削減計画の策定支援、省エネ支援を行う。	三島信用金庫

13	さんしんSDGs簡易診断・宣言策定サービス	<p>「SDGs経営簡易診断・宣言策定サービス」を提供。</p> <p>事業者のSDGsへの取組状況を「見える化」し、自社の「強みを生かす」または「弱みを補う」ための方策を立案、内外に広く宣言し実行につなげていくための支援を行う。</p>	三島信用金庫
14	「経営力向上計画」や「先端設備等導入計画」の策定支援	<p>税制面の優遇を受けられる経営力向上計画や先端設備導入計画の策定支援を行う。</p>	沼津信用金庫

(3) 円滑な中小企業等の創業を支援すること

創業希望者が創業に向けての準備、相談ができる体制を整えます。

また創業に関する国・県等の支援制度の情報提供を行い、創業しやすい環境づくりを行います。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	創業支援等事業計画	<p>「裾野市創業支援等事業計画(計画期間:令和元年7月1日~令和8年3月31日)」を策定し、令和元年12月20日に国から認定を受けた。同計画は、これまで各機関が個別に実施してきた創業支援を、計画策定を機に創業支援事業者間のネットワークを構築し、創業支援事業者それぞれの強みを活かしながら、きめ細やかな支援を行うもの。認定連携事業者に裾野市商工会を指定している。</p> <p>計画に記載の特定創業支援等事業を受け、申請に基づき市が証明書を交付した創業者は会社設立時の登録免許税軽減や創業関連保証枠の拡大などの国の支援を受けることができる。</p> <p>【特定創業支援等事業】</p> <p>経営、財務、人材育成、販路拡大について、地域金融機関や専門家等と連携して1か月以上、4回(1回1時間程度の個別相談指導)以上各種相談等を受け、各分野における内容を習得した者を「特定創業支援等事業」の資格を満たした者とする。</p>	産業観光スポーツ課
2	特定創業支援等事業	<p>・創業支援事業</p> <p>産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画について国から認定を受けた裾野市の事業計画に則り対応する。</p> <p>経営、財務、販路開拓、人材育成の観点から個別の相談や情報提供を行い、その中で創業事業者のそれぞれの強みを活かせるきめ細かな支援を行っていく。</p> <p>・日本政策金融公庫の創業融資</p> <p>新創業融資制度 - 事業資金として必要な設備資金及び運転資金について低利で融資を斡旋 3,000万円(運転資金は1,500万円)</p>	裾野市商工会

3	コンソーシアム形成支援事業	法人化を検討する企業やグループに対する補助事業。法人化のメリットや事業計画づくりを支援するもので、専門家による助言や先進地での実地研修の費用等を助成する。	静岡県中小企業団体中央会
4	協同組合等の設立支援	協同組合、企業組合などの新たな法人化を支援。具体的には組合設立を検討する任意グループや中小企業に対し、行政庁の認可を得るための組織づくり、事業計画作成、事業予算書の作成支援を行う。	静岡県中小企業団体中央会
5	創業者向けの資金調達サポート	創業にかかる融資の相談の受付、サポート。	静岡銀行
6	しずぎん起業家大賞(ビジネスプランの評価と支援)	しずぎん企業家大賞を通じ地方創生の観点から、独創性や実現性が高く地域経済活性化や雇用拡大につながる「新規創業者」「革新的に事業に取り組む事業」の支援をしている。	静岡銀行
7	創業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県信用保証協会の創業支援保証の活用、日本政策金融公庫との連携により、創業支援に関する相談窓口を広げている。 ・各自治体の創業支援策としての利子補給、各種補助金申請の相談等も実施している。 	スルガ銀行
8	中小企業創業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・創業を希望する方や創業後間もない方への資金調達手段の相談窓口として随時受付。 ・静岡県産業振興財団が提供している「しずおか産業創造プラットフォーム」を活用し創業や新事業に取り組む際に利用可能な補助金等の提案を行うとともに、創業時における各種相談に対し、専門家活用等の支援を行っている。 	清水銀行

9	創業支援	<p>相談者の相談内容やステージに合わせ、創業計画の立て方、事業計画書類の作成、資金調達、販路開拓等の支援をよろず支援拠点・提携専門家・商工会等と連携して、一貫した支援を行う。</p> <p>資金調達に関しては、金庫の創業支援ローン、クラウドファンディング、補助金支援のほか、県や市で行っている制度融資の案内も積極的に行う。</p> <p>創業に伴い雇用が発生する場合は、労務・雇用支援として専門家の派遣、雇用に関する助成金の紹介、人材支援の連携先の紹介を行う。</p> <p>販路開拓希望先には、ホームページやSNSでの情報発信方法の支援やビジネスマッチング商談会、信金中央金庫のWEB商談会等の情報を提供する。</p> <p>創業者の課題解決に結びつくセミナー等も積極的に紹介する。</p>	三島信用金庫
10	開業計画の策定、経営全般の相談、資金調達の相談	<p>これから創業をお考えの方や創業間もない方を対象に、開業計画の策定、経営全般や資金調達の方法についてのアドバイスを行う。</p>	沼津信用金庫
11	創業支援融資	<p>これから創業をお考えの方や創業間もない方に対し、創業計画の策定支援から創業後の経営相談までトータルにサポートする。</p>	沼津信用金庫

(4)**中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう支援すること**

中小企業が安定した経営を維持するため必要不可欠な事業資金について、利用しやすい融資制度や各種認定制度を設け、中小企業の円滑な資金調達を支援します。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	特別政策資金利子補給制度	<p>市内で開業や新事業を行うために、県の特別政策資金融資制度にある特別政策資金のうち、市長が定める資金を借り入れた中小企業者、または内閣府が定める総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦通知を受け、かつ、資金を借り入れた中小企業者に対し、市が利子補給金を交付するもの。</p> <p>【利子補給の対象制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開業パワーアップ支援資金 ●新事業展開支援資金(新分野貸付・経営革新等貸付) ●成長産業分野支援資金(クラスター産業分野支援貸付・成長産業分野支援貸付) ●総合特区支援利子補給金に係る貸付 <p>【利子補給対象融資限度額】</p> <p>利用する制度により 2,500 万円～8,000 万円</p> <p>【利子補給率】</p> <p>いずれの制度も年0.47%</p> <p>【利子補給期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開業パワーアップ支援資金・新事業展開支援資金・成長産業分野支援資金／借入日から10年以内 ●総合特区支援利子補給金に係る貸付／借入日から5年以内 	産業観光スポーツ課

2	小口資金利子補給制度	<p>市内小規模事業者の小口事業資金の融通を促進し、事業者の健全な育成に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し利子補給金を交付するもの。</p> <p>【融資対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 2 条第 1 項各号に規定するもののうち、常時使用する従業員の数が 30 人(商業又はサービスを主たる事業とする事業者にあつては、10 人)以下の法人又は個人であること。 ●市内に店舗、工場又は事務所を有し、市内において同一事業を引き続き 1 年以上営んでいること。 ●市民税について申込日以前において納期が到来した納税額(延納又は猶予に係る税額を除く。)を完納していること。 ●協会の信用保証対象資格があること。 <p>【融資の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資金用途／事業資金又は設備資金 ●融資限度／1 事業者 700 万円 ●金融機関基準金利／静岡県中小企業事業資金融資制度における経営改善資金の基準金利とする。 ●利子補給率／年 0.88% ●融資利率／基準金利から 0.88%を差し引いた値の年利率とする。 ●融資期間／5 年以内 <p>本制度は、信用保証協会による保証が付くため、金融機関の貸倒れリスクが少ないことから、審査が通りやすく小規模事業者が利用しやすい制度となっている。利用者は借入金額に応じて信用保証料を負担する。</p>	産業観光スポーツ課
3	セーフティネット保証	<p>セーフティネット保証は中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定に基づき、景気の低迷などにより経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するための保証制度。</p> <p>取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等、各種要因により 1 号から 8 号まで分類されている。</p> <p>市長の認定を受けることにより、通常の保証枠とは別枠で、最大で無担保 8,000 万円・有担保 2 億円(合わせて 2 億 8,000 万円)の保証利用の申し込みができる。</p>	産業観光スポーツ課

4	公的資金融資斡旋	<p>日本政策金融公庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通貸付-事業を営む方ほとんどの業種が利用できる。事業資金として必要な設備資金及び運転資金について低利で融資を斡旋 7,200万円(運転資金は4,800万円) 貸付期間/設備資金-10年以内・運転資金-5年以内 ・小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)-経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を斡旋 2,000万円(設備資金・運転資金) 貸付期間/設備資金-10年以内・運転資金-7年以内 ・セーフティネット貸付 - 売上減少等による資金繰りの困窮や業績の悪化、取引企業が倒産し経営が困難などの場合に利用できる融資を斡旋 4,800万円(設備資金・運転資金) 貸付期間/設備資金 15年・運転資金 8年 	裾野市商工会
5	静岡県東部商工協同組合による資金のあっせん	静岡県中小企業団体中央会東部事務所が事務局を委託されている静岡県東部商工協同組合を通じた金融支援を実施。具体的には当組合に加盟する中小企業に対し、商工中金からの融資を斡旋する。	静岡県中小企業団体中央会
6	企業活動に必要な資金調達をサポート	<p>当行では、企業活動の様々な場面に合わせ資金調達を行っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関の保証制度融資等との連携、制度活用案内。 ・目的にあったスピーディな借入:ビジネスクイックローン ・資金調達方法の多様化支援 ・インパクトローン、私募債、債権流動化 	静岡銀行
7	信用保証制度の活用サポート	県信用保証協会付融資利用により、事業に必要な資金を安定供給している。	静岡銀行

8	多様な資金提供支援	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま個々の状況に合わせて、プロパー及び保証協会を活用し、柔軟に対応している。 ・請求書買取ファクタリングを活用した融資以外の資金調達を実施している。 ・動産、売掛債権を担保とした融資(ABL)も対応している。 	スルガ銀行
9	中小企業の資金調達ニーズへの円滑な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・清水銀行本体での融資とグループ会社清水リース&カードによるリースを組み合わせ対応することで、中小企業の資金調達ニーズに対処。 	清水銀行
10	金融円滑化支援	<p>事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行う。</p> <p>資金供給に関しては、金庫のビジネスローン商品、県や市が行っている制度融資などの活用を積極的に提案し、伴走支援を行う。</p> <p>事案に応じて、静岡県信用保証協会、日本政策金融公庫、その他の支援機関等と密に連携し、事業者の実情に応じた資金需要・資金繰り支援を行う。</p>	三島信用金庫

(5) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う中小企業等の取組を支援すること

各種商談会によるビジネスマッチング、市内外に向けての情報発信、また販路開拓に係る補助制度など、新たな商品の販売先の開拓、取引の拡大を目指す中小企業等の取り組みを支援します。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	すそのブランド推進事業補助金	市内で生産・製造、又は裾野市の素材・原料を使用した特産品である「すそのブランド認定品」を広く市内外に向けて情報発信し、また商品開発及び販路拡大を図るため、すそのブランド推進委員会(裾野市商工会)に補助を行う。	産業観光スポーツ課
2	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者持続化補助金の申請支援-新たな販路開拓や集客に取り組む費用の一部を補助する制度への取組み・申請支援 採択後の補助事業進捗に関する指導や証憑書類を整えるにあたっての助言を行う。	裾野市商工会
3	中小企業組合等活路開拓事業・組合等情報ネットワークシステム等開発事業	全国中央会の補助事業を活用し、市場調査、試作品開発、ビジョン策定、情報化対策を集中的に取り組むための伴走支援。	静岡県中小企業団体中央会
4	各種商談会の開催	●TECH BEAT 事業成長や課題解決のために、テクノロジーを必要としている静岡県内の事業者と、スタートアップ企業とのマッチング。 ●各種商談会の開催	静岡銀行
5	越境ビジネスマッチングへの取り組み	・県外企業とのビジネスマッチングの活性化 ・具体的には、業務提携先やさいバス(株)の共同配送物流システムを活用し、県外食品生産者と静岡県内地元販売店を繋ぎ販路拡大をサポート。	清水銀行

6	ソリューションマッチング	事業者間の商材マッチングシステムを展開し、当行取引先事業者が有する商品・商材の販売先開拓や取引拡大を図る。	清水銀行
7	マッチングプラットフォーム事業	<p>各種マッチングプラットフォーム活用を通じ、取引先事業者の広域でのビジネスマッチングを支援。</p> <p>経営課題に対し最適なソリューションを持つ企業とのマッチングをサポートする。</p>	三島信用金庫
8	各種補助金等の申請サポート	事業者の様々なニーズに対応する補助金・助成金の活用を提案。具体的には設備投資、販路開拓、研究開発、試作に関する補助金策定を支援する。	沼津信用金庫

(6)

中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援すること

企業の経営の基礎である人材の育成や人材を確保するための支援を行います。
さらに従業員の労働環境の向上を図るため、住宅取得の支援や福利厚生に対して支援を行います。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	就職説明会・相談会	<p>ハローワークや静岡県の総合就職支援機関であるしずおかジョブステーションと連携し、企業と求職者の面接の場を設け、就職説明会や相談会を実施する。</p> <p>現在、シニア向けの就職相談会を実施しているが、今後は事業者のニーズ把握を行い、高校生や大学生の新卒者や、転職希望者などを含めた幅広い層に対応した就職説明会の開催を考えている。</p>	産業観光スポーツ課
2	ベネフィ駿東(駿東勤労者福祉サービスセンター)	<p>駿東勤労者福祉サービスセンターは御殿場市、裾野市、小山町、長泉町の2市2町で運営する団体で、中小企業を中心とした企業の従業員を対象に福利厚生事業を実施している。</p> <p>事業所入会(各市町の中小企業で働いている事業主と従業員)または個人入会(各市町在住で中小企業で働いている事業主と従業員)が可能。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント事業…バス旅行など ・提携事業…遊園地や宿泊施設など提携施設を会員価格で ・宿泊補助事業…宿泊を伴う旅行に対し補助 ・融資あっせん事業…生活資金の融資のあっせん、信用保証料などの助成 ・退職金掛金補助事業…退職金制度にはじめて加入した事業所に掛金の一部を補助 ・給付事業…結婚、出産、成人、勤続祝などのお祝い金や、事故や病気などのお見舞い金など 	産業観光スポーツ課

3	駿東地域職業訓練センター	<p>駿東地域職業訓練センターは、御殿場市、小山町、裾野市の2市1町で運営する施設で、個々の事業者では行いきにくい職業訓練の充実を図るため、スキルアップや資格習得のための各種講座を開催している。</p> <p>フォークリフト運転技能講習などの工業系の資格取得や、地域活動を支援するため下刈り機やチェーンソーの安全講習のほか、絵画教室やパソコン教室などのカルチャースクールも開催している。</p> <p>駿東地域職業訓練センターに負担金を拠出することで職業訓練の充実を図っている。</p>	産業観光スポーツ課
4	内職相談	<p>介護や子育て等の家庭事情により家庭外就労が困難な方を支援するため、市民を対象とした内職相談、斡旋業務を行っている。</p>	産業観光スポーツ課
5	勤労者教育資金利子補給制度	<p>勤労者の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、勤労者が静岡県労働金庫から教育資金の貸付けを受ける場合に、利子の一部を補給するもの。</p> <p>対象は、1年以上市内に居住している勤労者で、高校や大学などへの進学・在学に要する費用が必要な方。</p> <p>【利子補給率】年利 1.0%</p> <p>【利子補給期間】最長 5 年</p> <p>【貸付限度額】進学者1人につき 300 万円</p>	産業観光スポーツ課
6	勤労者住宅建設資金利子補給制度	<p>勤労者の生活水準の向上と持家の促進を図るため、勤労者が静岡県労働金庫から住宅建設資金の貸付けを受ける場合に、利子の一部を補給するもの。</p> <p>対象は、市内に自ら居住する住宅を新築または増改築するか、住宅または宅地の購入を希望する勤労者。</p> <p>【利子補給率】年利 0.5%</p> <p>【利子補給期間】10 年</p> <p>【融資限度額】1,000 万円</p>	産業観光スポーツ課
7	外国人技能実習生受入事業・特定技能外国人支援事業の組合設立支援	<p>外国人技能実習生共同受入事業・特定技能外国人支援事業を行う協同組合の設立、運営支援を行う。</p> <p>※技能実習制度及び特定技能制度は見直され、技能実習制度は新たな制度として運用される予定です。</p>	静岡県中小企業団体中央会

8	教育研修プログラムの提供	静銀経営コンサルタントとの連携による教育、研修プログラムの提供を行っている。	静岡銀行
9	人材採用のサポート	当行グループ会社、静銀総合サービスの人材紹介業務を活用し、企業の幅広い人材ニーズをサポートしている。	静岡銀行
10	人材育成及び人材紹介支援	・関連財団と連携し、経営者や経営幹部に求められる総合的な視野に立った意思決定能力の養成のため、セミナーを開催している。 ・民間人材紹介会社と提携し、お客さまのニーズに合わせ、経営幹部人材、専門人材、高度外国人材(理系)、一般人材を紹介している。	スルガ銀行
11	人材紹介サービス	中小企業の人手不足を解消すべく、連携・提携している人材紹介機関へ当行が中小企業のニーズに最適な機関を選定・情報提供し、連携・提携機関から適切な人材を紹介。	清水銀行
12	人材支援(人材確保支援)	人手不足の課題を抱える事業者に対して、人材に関する経営課題整理および解決に向けた連携・提携先(公的機関7先、民間人材会社9先)への取次を行っている。今後より一層深刻化する人手不足に対応できるよう新たな人材活用方法を事業者へ推進している。	三島信用金庫
13	副業・兼業人材マッチング	令和4年度から関東経済産業局の実証事業である『地域の人事部』の受託機関として副業・兼業人材の活用支援を開始。人的資本経営の実現に向け、専門的スキルを持つ人材と中小企業のマッチングを行う。	三島信用金庫
14	ぬましんビジネス塾	地域経済を担う若手経営者及び将来の後継者を対象に、経営者としての資質や実践スキルを磨くとともに、経営の基本を改めてマスターするための講義を開催。	沼津信用金庫
15	人材支援	人材・雇用関係の支援機関として、人手不足解消・人材育成の手伝いを行っている。連携・提携している機関へ当庫から取り次ぐ。 <連携・提携機関> ハローワーク、ポリテクセンター静岡、公益財団法人産業雇用安定センター、静岡U・Iターン就職サポートセンター、(一財)自衛隊援護協会、沼津技術専門学校(沼津テクノカレッジ)、(公財)静岡県国際経済振興会(SIBA)、しずおかジョブステーション	沼津信用金庫

(7)

中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うこと

経営力の向上のために、ビジネス交流会やセミナーの開催、またデジタルコンテンツを通じて有用な情報を提供します。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	企業向けメールマガジン情報発信	市内企業・商店・事業主の皆様の事業活動を支援するため、国・県・市が実施する施策や各種補助制度などの情報をメールマガジンで配信している。登録は無料で、随時受け付けている。	産業観光スポーツ課
2	小規模企業経営力向上事業費補助金	小規模事業者がこれまで取り組んだことのないサービスや商品提供を行う新たな需要の開拓に係る経費の一部補助を行う静岡県の補助金。 その個別相談、個社巡回による申請支援。商工会連合会の広域サポートセンター専門家及び商工会の経営指導員が支援を行う。	裾野市商工会
3	中小企業組合デジタル化サポートセンター	異なる専門知識を有する7人の専門家を活用し、組合及び組合員のデジタル技術を活用した生産性向上、新事業展開や省力化などを支援する。	静岡県中小企業団体中央会
4	しずぎんビジネスサポート	タイムリーな情報や経営に役立つコンテンツなどを提供。 来店不要なオンライン申込など、デジタルならではの便利な機能でお客様のビジネスを強力にサポート。	静岡銀行
5	専門家派遣事業	中小企業が抱える「経営」、「技術」、「情報化」、「デザイン」、「ISO」等の種々の問題に対して、民間の専門家を派遣して、適切な診断・助言を行っている静岡県産業振興財団を紹介。	清水銀行
6	企業向けセミナー開催	事業承継・M&A、IT・DX、インボイス制度対応、脱炭素などのテーマをはじめとする企業向けセミナーを随時開催。	三島信用金庫
7	さんしんチャレンジクラブ	若手経営者同士の交流・情報交換・勉強会などの機会を提供。	三島信用金庫

(8)

中小企業等の振興に必要となる情報の提供や共有することを目的とする産学官金連携（中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに金融機関が相互に連携することをいう）によるネットワークを構築するため、必要な施策を講ずること

地域経済の活性化や発展を図るため、新技術等の研究開発のための産学官金連携によるネットワークの構築を進めます。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	富士山麓ビジネスマッチング促進事業負担金(ファルマバレープロジェクト)	<p>県のファルマバレープロジェクト推進のため、県と県東部12市町と共同で、産学官連携から創出される、製品化の可能性のある技術等と地域企業とのマッチング、または、医療機器メーカーと地域企業とのマッチングなど、各種マッチングを促進するための事業に対する負担金。</p> <p>本事業は、産学官の連携により、県東部地域において医療・医薬・健康産業の振興を図り、地場の企業と医療器具製造現場との結びつきによる地域経済の活性化や企業誘致を進めることの必要性を背景として進めている事業となっている。</p> <p>市では、今後も県と連携し、市内企業による医療や医薬などの異業種への参入、新製品の開発や新規取引先の開拓等のマッチングにより、市内企業の発展に繋がるよう支援を行っていく。</p>	産業観光スポーツ課
2	大学との共同研究プログラムの促進「Joint U Labo」	<p>県内大学と協力し※「Tailor Works」に情報共有コミュニティを開設。</p> <p>「Joint U Labo」は、「Univercity」をハブに企業同士のコラボレーション(Co-Lab)を起こす実験場(Laboratory)として、県内の大学発ベンチャーや大学の研究シリーズと企業とをつなぎ協業を促進する、静岡銀行が提供するオンラインコミュニティ。</p> <p>静岡県の各大学では先進的な研究活動が盛んで、すでに県内に数々の大学発ベンチャー企業が輩出されている。</p> <p>本コミュニティでの産学官金の連携を通じて、静岡県から国内外にインパクトを与える企業を創造。</p> <p>※「Tailor Works」は、新たなビジネスネットワークをつくるコミュニティアプリ。</p> <p>Tailor Works導入実績</p> <p>経済産業省、関東経済産業局、日本立地センター、日本生産性本部、静岡銀行、広島銀行、きらぼしコンサルティング、北陸銀行、静岡県、山梨県、仙台市、東京都、大田区他</p>	静岡銀行

3	地方創生への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・東海大学工学部との「産学連携の協力推進に係る協定書」を締結。 ・中小企業の技術面のニーズと東海大学が持っている豊富な研究シーズをマッチングコーディネート。 ・技術相談、共同研究、情報提供を図ることで、地域経済の発展に繋がるサポートを行っている。 	清水銀行
4	産学官連携	<p>静岡大学・沼津工業高等専門学校と産学連携に関する業務協力を行っており、中小企業の技術相談や共同研究、新分野進出・新事業展開等を支援して</p> <p>その他、事案に応じて、経済産業省関東経済産業局、静岡県、裾野市と連携のうえ、適切な支援策を行う。</p>	三島信用金庫

(9)

後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援すること

後継者不在による廃業など、地域経済の低迷を防ぐため、後継者の育成や円滑な事業承継を支援します。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	技能功労者等表彰	<p>市では、長く同一の職業に従事し、技能の錬磨や後進の育成などにより、産業技術向上に功績のあった方々を表彰している。</p> <p>本市の市民であり、主に市内で職業に従事している方で、同一の職業に30年以上従事している60歳以上の方は技能功労者として、同一の職業に15年以上従事している40歳以上の方は優秀技能者として表彰している。</p>	産業観光スポーツ課
2	事業承継支援	<p>後継者不在による廃業は着実に増えている。現状のままでは同様のケースが益々増えることが確実で、地域経済の低迷や業種業界の衰退が危惧される。事業承継支援は国の重点施策となっており、静岡県や静岡県商工会連合会においても重点事業として支援機関のネットワークや専門家等との連携を図りながら円滑な事業承継支援に取り組んでおり、裾野市商工会も参画している。</p> <p>承継相談のある事業者の支援の流れとして、事業者支援が必要となった場合、事業引継ぎ支援センターと連携を図り支援を実施している。</p> <p>チラシ頒布や経営指導員の巡回等で広く事業の周知を行い、毎月開催している事業引継ぎ個別相談会は支援センターのコーディネーターが対応している。</p>	裾野市商工会
3	事業承継計画策定支援事業	<p>中小企業に対して事業承継に向けた取り組みを促進するため、指導員による事業承継診断を行い、必要と判断した事業者について事業承継計画の作成支援を行う。</p>	静岡県中小企業団体中央会

4	次世代経営者塾 Shizuginship	<p>次世代経営者塾Shizuginshipは、当行のお客さまの中で会員となっている法人の60歳未満の経営者・後継者・実務担当者を対象として、経営に役立つ「リアルサービス」と「Webサービス」をご提供している。</p> <p>次世代を担う経営者や後継者の皆様の幅広い知識、ノウハウ獲得や人脈形成、さらには具体的問題解決をお手伝いすることにより、企業価値の向上や事業の再構築を側面からサポートする。</p>	静岡銀行
5	事業承継のためのアドバイザーサービス	<p>静岡銀行グループで事業承継や相続対策などをサポート。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散している株式を集約したい。 ・経営に関与していない親族株主が存在している。 ・会社を後継者にスムーズに承継させたい。 ・自社株の評価額がわからない。 ・自社株の評価額が高いが、対策に苦慮している。 ・組織再編(合併、買収、分割etc.)を考えたい。 ・持株会社をつくりたい ・従業員持株会をつくりたい。 ・相続財産や相続税を把握したい。 ・争族を避ける対策をしたい。 	静岡銀行
6	親族内承継、第三者承継支援	<p>静岡県事業承継・引継ぎセンター、M&A専門業者、地元税理士法人等と連携・提携し、後継者問題解決に取り組んでいる。</p>	スルガ銀行
7	事業承継・M&A等への対応	<p>中小企業等の安定的な事業活動に必要な後継者問題等の課題に対する最適なソリューションを提供。</p> <p>①連携機関との協調支援によりM&A等による事業承継をサポート。</p> <p>②事業承継セミナーの定期開催により、後継者問題に悩む中小企業等の相談に対応。</p>	清水銀行

8	次世代経営塾	地域の次世代経営者の育成を通じ、事業承継の促進及び取引先企業の成長支援を図り、企業価値向上による持続的な企業経営を目指す目的で取引先の後継者参加による経営塾を開催している。年6回の経営人材育成研修。	清水銀行
9	事業承継支援	事業承継における承継方法の決定から計画の立案、親族内承継・従業員承継・第三者承継支援の全てを総合的に支援する。 事案に応じて、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターや弁護士、公認会計士などの専門家、外部提携機関とも連携して一貫した支援を行う。	三島信用金庫
10	事業承継対策	事業承継相談の専担者が、親族内承継、役員・従業員承継・第三者承継(M&A)等の相談類型に応じて相談を承る。必要に応じて事業承継の公的相談窓口である静岡県事業引継ぎセンターやM&A実務のノウハウを有する信金キャピタル(株)の専門機関と連携して相談にあたる。	沼津信用金庫

(10)**中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること**

(1)～(9)の施策はもとより、地域経済の活性化や賑わいの創出のためのイベント補助など、財政上の必要な措置を講じます。

No.	事業名等	内容	所管機関
1	商店街活性化対策事業補助金	商店街の活性化や賑わい創出、また地区商店街の基盤整備を図るため、商店街又は当該商店街を主な構成員とする実行委員会に対し、補助金を交付する。 【補助対象事業】 ・商店街の活性化のためのイベント事業(主なイベントとしては富士山すその阿波おどり大会) ・商店街の整備改善計画作りのための調査研究等の事業 ・商店街の活性化対策策定のための調査研究等の事業など	産業観光スポーツ課
2	市民のふれあいフェスタすその事業補助金	市内事業者等による生産活動を市民に紹介することにより、商工業の発展及び地域活性化を図るため、「市民のふれあいフェスタすその(裾野市産業祭)」を実施する商工会に補助を行う。	産業観光スポーツ課

(11)**市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意の上、中小企業等の受注機会の増大に努めると共に必要な行政上の措置を講ずるよう努めること**

市が行う工事の発注等については、市内で調達できる商品・サービスにおいて地元企業優先での購入・発注に従前より取り組んでいます。

3 裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例

令和元年 12 月 11 日 条例第 22 号

前文

裾野市は静岡県東部の東、富士山のふもとに広がり、東には箱根外輪山、西には愛鷹連山と豊かな自然に囲まれ、気候は温暖で企業立地も進み、豊かな自然と産業が調和したまちである。東京から100km圏内という交通利便性の優位性を活かし、産業集積が進み働く世代が多いことから、新しい産業の育成や発展をみんなで支え、産業と地域が調和することで生きがいのある働きやすいまちを目指している。

「中小企業憲章」において中小企業は国家の財産ともいふべき存在であるとうたわれているとおり、裾野市における中小企業及び小規模企業も、市内事業所の多くを占めており、裾野市の産業を支える根幹となっているほか、取引先や市民等の様々な需要に対応し、その技術や人材を活かして裾野市の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化という社会的環境変化の影響を受け、人材不足により生産拡大ができない状況や後継者不足による廃業、売り上げの低迷等の課題や経済のグローバル化による価格競争の激化等の課題を抱えている。

このような状況の中で、市内の産業を支え多くの雇用を創出している中小企業及び小規模企業が、活力を十分に発揮することは裾野市の将来にわたる発展に有益なことを改めて認識する必要がある。裾野市は中小企業及び小規模企業の振興を重要な施策の一つと位置づけ、市や企業・事業所、市民が果たすべき責務や役割を明確にした上で、中小企業及び小規模企業の振興及び持続的な発展を図るためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務や中小企業等の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興を図り、もって地域経済・地域産業の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業等 中小企業及び小規模企業をいう。
- (4) 中小企業等支援機関 商工会法(昭和35年法律第89号)第1条に規定する商工会、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第70条に規定する中小企業団体中央会その他中小企業の経営に関する支援を行う機関をいう。
- (5) 大企業 中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法第3条第2号に規定する信用協同組合その他の金融に関する業務を行う機関であって、市内中小企業等の支援を行うものをいう。
- (7) 教育機関等 教育委員会及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関をいう。
- (8) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者及び市内に土地又は建物を所有する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が日々自ら創意工夫や自主的な努力を促進することにより行わなければならない。

- 2 中小企業等の振興は、中小企業等が多様な地域活動を通じて地域経済の活性化を促進し、多くの雇用を創出するなど、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識のもとに行わなければならない。
- 3 中小企業等の振興は、画一的な支援にとどまらず、中小企業等の持続的な発展のために創業から成長、発展、成熟という企業の成長段階に応じた支援が重要であることを踏まえて行わなければならない。
- 4 中小企業等の振興は、市、中小企業等、中小企業等支援機関、大企業、金融機関、教育機関等に市民を加えた地域社会全体が協働し、市民生活や自然及び社会環境に配慮した上で行われるという認識のもとに行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を経済的社会的環境の変化に応じて、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、施策の実施に当たっては、第2条に定義する関係機関と連携するとともに、中小企業等の振興に関する情報共有を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、地域社会における中小企業等の重要性について、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業等の責務)

第5条 中小企業等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応するため、相互に連携を図りながら協力し、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 中小企業等は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識のもと、人材の育成及び確保に努めるとともに、地域経済の発展はもとより地域社会の維持及び発展にも寄与するよう努めなければならない。
- 3 中小企業等は、その技術力を維持及び向上させるための手段として、事業承継による永続的な発展に努めなければならない。

(中小企業等支援機関の役割)

第6条 中小企業等支援機関は、基本理念にのっとり、相談、指導、人材の育成等を行うことを通じて中小企業等の事業活動を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努め、組織の持つ特徴や支援能力を最大限に活かし、有益な支援を積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 中小企業等支援機関は、自らの支援機能及び支援の能力の向上に努めなければならない。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、市の企業間連携の特性を理解した上で中小企業等との連携及び協力を深めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、地域経済や市民生活における中小企業等の役割について理解が深まるよう努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金供給、経営相談その他の方法により支援するとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業等が地域経済の活性化及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本的施策)

第11条 市は、中小企業等の振興を図るための基本的施策として次のことを実施しなければならない。

- (1) 安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化のため、必要な施策を講ずること。
- (2) 経済的社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (3) 円滑な中小企業等の創業を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (4) 中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずること。
- (5) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う中小企業等の取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (6) 今後、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少していくおそれがあることを踏まえ、中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (7) 中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うため、必要な施策を講ずること。
- (8) 中小企業等の振興に必要な情報の提供や共有することを目的とする産学官金連携(中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに金融機関が相互に連携することをいう。)によるネットワークを構築するため、必要な施策を講ずること。
- (9) 後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (10) 中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- (11) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意の上、中小企業等の受注機会の増大に努めるとともに、必要な行政上の措置を講ずるよう努めること。

(中小企業等振興推進会議)

第12条 中小企業等の振興を図るため、裾野市中小企業等振興推進会議(以下この条において「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、地域の経済状況や中小企業等を取り巻く環境についての情報交換を行うとともに、各機関で実施されている支援内容を共有し、その内容や今後の方針について協議し検討する。
- 3 会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 中小企業等を代表する者
 - (2) 中小企業等支援機関を代表する者
 - (3) 大企業を代表する者
 - (4) 金融機関を代表する者
 - (5) 教育機関等を代表する者
 - (6) 行政機関を代表する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市長は、委員が第4項各号に掲げる者としての本来の職を離れた場合であっても、その職の経歴を考慮した上で引き続き任用することができる。
- 7 会議に、議長及び副議長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 支援機関の連絡先

名称	住所	電話番号
裾野市産業観光スポーツ課	〒410-1192 裾野市佐野 1059	055-995-1857
裾野市商工会	〒410-1102 裾野市深良 451	055-992-0057
静岡県中小企業団体中央会 東部事務所	〒410-0046 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館 4 階	055-926-8220
静岡銀行 裾野支店	〒410-1127 裾野市平松 450-1	055-992-1313
スルガ銀行 裾野支店	〒410-1118 裾野市佐野 1527-1	055-993-1911
清水銀行 裾野支店	〒410-1118 裾野市佐野 1519-1	055-992-6500
三島信用金庫 裾野支店	〒410-1118 裾野市佐野 857-1	055-992-3434
沼津信用金庫 裾野中央支店	〒410-1127 裾野市平松 492	055-992-2062

裾野市中小企業等振興施策

発行 令和6年3月

発行者 裾野市中小企業等振興推進会議

【問い合わせ先】

〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

裾野市 産業振興部 産業観光スポーツ課

TEL 055-995-1857

E-mail shoukou@city.susono.shizuoka.jp

裾野市中小企業等振興施策 URL

<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/8/1/2/18981.html>

